



# 熊本県公報

第12404号

平成27年3月27日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… ( ) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 9
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 10
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 18
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 19
- 人吉都市計画下水道事業人吉公共下水道の事業計画変更認可… (下水環境課) 34
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 34
- 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道の事業計画変更認可… (下水環境課) 34
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 35
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( ) 35
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 35
- 道路の区域変更…………… ( ) 36
- 道路の区域変更…………… ( ) 36
- 道路の区域変更…………… ( ) 36
- 道路の区域変更…………… ( ) 37
- 道路の供用開始…………… ( ) 37
- 道路の供用開始…………… ( ) 37
- 道路の供用開始…………… ( ) 38
- 道路の供用開始…………… ( ) 38
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 39
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 49
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 58
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( ) 69
- 指定管理者の指定…………… (森林保全課) 76
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 76
- 道路の供用開始…………… ( ) 77
- 道路の供用開始…………… ( ) 77

### 公 告

- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 77
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… ( ) 78
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… ( ) 78
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 78
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… ( ) 79
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… ( ) 79
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 79
- 肥料登録有効期間更新…………… ( ) 80
- 県営土地改良事業変更計画の決定…………… (農村計画課) 80
- 林業種苗生産事業者の登録…………… (森林整備課) 80
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 81
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… ( ) 81
- 保安林の指定施業要件の変更に関する確定通知の宛所不明者に係る当該通知の掲示…………… ( ) 82
- 土地改良区定款変更認可…………… (農村計画課) 82
- 農用地利用配分計画の認可の申請…………… (農地・農業振興課) 82
- 道路の位置指定…………… (建築課) 82
- 公的個人認証サービスに係る電子証明書発行手数料の額の承

認…………… (情報企画課) 82

○公的個人認証サービスに係る情報提供手数料の額の承認…………… ( " ) 83

**登 載 依 頼**

○熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所  
管区域又は警備区域の一部改正…………… (警察本部地域課) 84

○熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 84

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 84

○教育長の営利企業等の従事制限に関する規則…………… ( " ) 84

○熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正  
する規則…………… ( " ) 85

○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 85

○熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 86

○熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規  
則の一部を改正する規則…………… (学校人事課) 86

○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 86

○熊本県立学校の実習助手等に対する被服類貸与規程の一部を  
改正する訓令…………… (学校人事課) 87

○熊本県立学校等職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正  
する訓令…………… ( " ) 87

○熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (労働委員会) 88

○熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程  
の一部を改正する規程…………… ( " ) 88

○熊本県労働委員会公印規程の一部を改正する規程…………… ( " ) 88

**告 示**

**熊本県告示第 3 0 7 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。  
平成 2 7 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 天草市五和町御領字二ノ迫 3 6 5 0 番 4（次の図に示す部分に限る。）、3 6 4 3 番 1、3 6 4 3 番 2、3 6 4 4 番 1、3 6 5 3 番から 3 6 5 5 番まで、3 6 6 0 番 1 から 3 6 6 0 番 6 まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備  
3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字二ノ迫 3 6 4 3 番 1・3 6 4 4 番 1・3 6 5 3 番から 3 6 5 5 番まで・3 6 6 0 番 1 から 3 6 6 0 番 5 まで（以上 1 0 筆について次の図に示す部分に限る。）、3 6 5 0 番 4

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 3 0 8 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。  
平成 2 7 年 3 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エリア調剤薬局 西松 江城店	八代市西松江城町 4 番 2 7 号	平成 2 7 年 2 月 1 日

ハロー薬局	菊池郡大津町室226-1	平成27年2月1日
-------	--------------	-----------

熊本県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
嘉悦歯科医院	上益城郡山都町馬見原69	平成23年10月19日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
有限会社みやた薬局	玉名市天水町部田見2727	平成27年2月28日
ハロー薬局	菊池郡大津町室226-1	平成27年2月1日

熊本県告示第310号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 高田辺谷川（482-1-051）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海路
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 高田辺川（482-1-052）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海路
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 向牛瀬川-1（482-1-101-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 向牛瀬川-2（482-1-101-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町田川

- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 向牛 濁川-3 (482-1-101-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 赤江川 (482-1-104)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 外が平川-1 (482-1-119-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町湯浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 外が平川-2 (482-1-119-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町湯浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 寺川内川 (482-1-121)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町宮崎
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 桑川内川 (482-2-033)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海路
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 1 糸川内川（482-2-035）
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海路
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 2 瀬平川（482-2-036）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町海路
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 3 村下川（482-2-056）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町桑原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 4 上田川川-1（482-2-065-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 5 上田川川-2（482-2-065-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町田川
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 6 松崎川1（482-2-071）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町芦北
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 1 7 松崎川2（482-3-003）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町芦北
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 脇迫-1 (482-1-006-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 脇迫-2 (482-1-006-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 脇迫-3 (482-1-006-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 脇迫-4 (482-1-006-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 脇迫-5 (482-1-006-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 脇迫-6 (482-1-006-6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 脇迫-7 (482-1-006-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 小木場-1 (482-1-007-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 小木場-2 (482-1-007-2)
- (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 小木場-3 (482-1-007-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 小木場-4 (482-1-007-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 9 寺川内A (482-1-110)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町宮崎
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 湯浦-1 (482-1-123-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町湯浦、宮崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 1 湯浦 - 2 ( 4 8 2 - 1 - 1 2 3 - 2 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町宮崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 2 湯浦 - 3 ( 4 8 2 - 1 - 1 2 3 - 3 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町宮崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 3 湯浦 - 4 ( 4 8 2 - 1 - 1 2 3 - 4 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町宮崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 4 湯浦 - 5 ( 4 8 2 - 1 - 1 2 3 - 5 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町宮崎
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 5 外ヶ平 ( 4 8 2 - 1 - 1 4 8 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町湯浦
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 6 黒岩 B ( 4 8 2 - 2 - 0 0 8 )

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町黒岩



- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 湯治 (4 8 2 - 2 - 0 9 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町湯浦
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 松崎 C (4 8 2 - 3 - 0 0 9)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町芦北
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 寺川内 B (4 8 2 - 3 - 0 1 5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡芦北町豊岡
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第311号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 平国下 (A) - 7 (4 8 4 - 1 - 0 1 1 - 7)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 平国 D - 2 (4 8 4 - 2 - 0 0 1 - 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町福浜
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 桜戸 A-3 (484-2-024-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町岩城
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 丸岡 (484-2-001 (人))
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
葦北郡津奈木町小津奈木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第312号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 上梅木 2-1 (441-1-017-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 上梅木 2-2 (441-1-017-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 上梅木 2-3 (441-1-017-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- 4 上梅木2-4 (441-1-017-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 松ノ生1 (441-1-048)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝、山都町島木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 藤木1-1 (441-1-049-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 藤木1-2 (441-1-049-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 藤木1-3 (441-1-049-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 藤木2-1 (441-1-050-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 藤木2-2 (441-1-050-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 藤木2-3 (441-1-050-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 有水1 (441-1-051)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 有水2 (441-1-052)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 水越-1 (441-1-053-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 水越-2 (441-1-053-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 田畑1 (441-1-055)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 田畑2-1 (441-1-056-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 田畑2-2 (441-1-056-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 松ノ生2 (441-2-105)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 松ノ生4 (441-2-107)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝、水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 松ノ生6 (441-2-108)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 松ノ生5 (441-2-109)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝、水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 藤木3-1 (441-2-110-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 藤木3-2 (441-2-110-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町水越  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 藤木4-1 (441-2-111-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 藤木4-2 (441-2-111-2)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 木の末1 (441-2-113)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 8 木の末2-1 (441-2-114-1)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 上益城郡御船町七滝  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 木の末2-2(441-2-114-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 木の末2-3(441-2-114-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 木の末3-1(441-2-115-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 木の末3-2(441-2-115-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 木の末4(441-2-116)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町七滝
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 34 有水4(441-2-117)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本
- 部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 35 有水5(441-2-120)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 6 栗山 2 (4 4 1 - 2 - 1 2 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 7 町 5 - 1 (4 4 1 - 2 - 1 2 5 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 8 町 5 - 2 (4 4 1 - 2 - 1 2 5 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

3 9 町 2 - 1 (4 4 1 - 2 - 1 2 6 - 1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 0 町 2 - 2 (4 4 1 - 2 - 1 2 6 - 2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 1 田畑 3 (4 4 1 - 2 - 1 2 8)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越



- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 2 田畑4-1 (441-2-130-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 3 田畑4-2 (441-2-130-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 4 上梅木3 (441-2-144)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町滝尾
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 5 有水3-1 (441-2-155-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 6 有水3-2 (441-2-155-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

4 7 有水3-3 (441-2-155-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡御船町水越
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第313号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 上川井野1-2（445-1-060-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町上川井野
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 笹原-1（445-2-131-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町小笹
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 丸山2（446-1-017）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町仏原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 下仏原-1（446-1-018-1）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町仏原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 下仏原-2（446-1-018-2）
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町仏原
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 下仏原一三(446-1-018-3)
    - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町仏原
    - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
    - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
    - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

  - 7 丸山一(446-2-043)
    - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
上益城郡山都町仏原
    - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
    - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
    - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第314号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 白岩戸谷川第二(467-1-016)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「政令」という。)第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 糸原谷川(467-1-017)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 種原谷川(467-1-018)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 二重谷川第二(467-1-019)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 銭巻谷川 (4 6 7 - 1 - 0 2 7)
  - (1) 土砂災害警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 南川内川第二 (4 6 7 - 1 - 0 2 8)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 南川内川第三 (4 6 7 - 1 - 0 2 9)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 南川内川本流 (4 6 7 - 1 - 0 3 0)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 南川内川第四 (4 6 7 - 1 - 0 3 1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
    - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 0 赤根谷川 (4 6 7 - 1 - 0 3 2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 1 下鶴南谷川(467-1-033)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市泉町栗木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 2 飛石川(467-2-007)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市泉町柿迫  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 3 二重谷川第一(467-2-008)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市泉町柿迫  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 4 二重谷川第四(467-2-009)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市泉町柿迫、栗木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 5 栗木川(467-2-016)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市泉町栗木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 1 6 深山谷川第一(467-2-017)  
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 八代市泉町栗木  
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 深山谷川第二(467-2-018)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 天狗谷川第一(467-2-019)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 天狗谷川第二(467-2-020)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 杉の谷川第三(467-2-021)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 杉の谷川第二(467-2-022)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 22 杉の谷川(467-2-023)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 23 白岩戸(467-1-007)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

24 日 当 (467-1-018)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

25 野添-1 (467-1-019-1)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

26 野添-2 (467-1-019-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

27 野添-3 (467-1-019-3)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

28 落合A (467-1-020)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

29 落合-2 (467-1-021-2)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 0 落合-3 (467-1-021-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 1 落合-4 (467-1-021-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 2 落合-5 (467-1-021-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 3 落合-6 (467-1-021-6)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 音川A-1 (467-1-022-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 音川A-2 (467-1-022-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり



- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 音川 A-3 (467-1-022-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 音川 C-2 (467-1-023-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 音川 C-3 (467-1-023-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 赤根 B (467-1-024)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 下赤根 (467-1-025)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 上赤根-1 (467-1-026-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 上赤根-2 (467-1-026-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 上赤根-3 (467-1-026-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 杉の谷-1 (467-1-027-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 杉の谷-2 (467-1-027-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 杉の谷-3 (467-1-027-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 二重-1 (467-1-028-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 二重-2 (467-1-028-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 二重-3 (467-1-028-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 二重-4 (467-1-028-4)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 二重-5 (467-1-028-5)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 二重-6 (467-1-028-6)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 二重-7 (467-1-028-7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 5 4 筒井-1 (467-1-031-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 筒井-2 (467-1-031-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 筒井-3 (467-1-031-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 打越-1 (467-1-032-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 打越-2 (467-1-032-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 9 打越-3 (467-1-032-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 0 打越-4 (467-1-032-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 八代市泉町柿迫  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 1 打越-5 (467-1-032-5)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 2 南川内-1 (467-1-033-1)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 3 南川内-2 (467-1-033-2)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 4 南川内-3 (467-1-033-3)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 南川内-4 (467-1-033-4)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本  
部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 白岩戸 A (467-2-011)
  - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

(3) 次の図のとおり  
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

6 7 白岩戸C (467-2-012)  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

6 8 糸原A-1 (467-2-016-1)  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

6 9 糸原A-2 (467-2-016-2)  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

7 0 糸原A-3 (467-2-016-3)  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

7 1 糸原B (467-2-017)  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり  
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

7 2 糸原 (467-2-018)  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

八代市泉町柿迫  
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 3 糸原C（467-2-019）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 4 西岩B（音川B）-1（467-2-024-1）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 5 西岩B（音川B）-2（467-2-024-2）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 6 西岩B（音川B）-3（467-2-024-3）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 7 音川D（467-2-025）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 8 赤根A（467-2-026）  
（1）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木  
（2）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
（3）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
（4）政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 9 小俣 2 (4 6 7 - 2 - 0 2 7)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 0 小俣 (4 6 7 - 2 - 0 2 8)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 1 乙川 - 1 (4 6 7 - 2 - 0 2 9 - 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 2 乙川 - 2 (4 6 7 - 2 - 0 2 9 - 2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 3 上ノ門上 (4 6 7 - 2 - 0 3 0)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 4 二重 2 (4 6 7 - 2 - 0 3 1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)



- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 5 二重3 (467-2-032)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町柿迫
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 6 南川内A (467-2-036)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 7 南川内B-1 (467-2-037-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 8 南川内B-2 (467-2-037-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 9 南川内C (467-2-038)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 0 南川内D (467-2-039)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
八代市泉町栗木
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本
- 部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第315号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 人吉市
- 2 都市計画事業の種類 人吉都市計画下水道事業人吉公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和50年2月1日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更無し
  - (2) 使用の部分  
平成21年4月28日熊本県告示第419号の事業地のうち、人吉市東間下町字米山地内、瓦屋町字尾原地内、字松ノ尾地内、城本町字鷹木地内、下城本町字平田地内、字浜川地内、上林町字村山地内、字倉ノ谷地内、願成寺町字梢原地内、字一二三ヶ迫地内、字笹栗山地内において事業地を変更する。

**熊本県告示第316号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町市ノ俣字森下980番、981番、999番、1001番、1027番、1028番、1029番1から1029番6まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字森下980番・981番・999番・1001番・1027番・1028番・1029番1から1029番4まで（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、1029番5、1029番6  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第317号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町久連子字日添94番91（次の図に示す部分に限る。）、94番101
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字日添94番91・94番101（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第318号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定

により次のとおり告示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画下水道事業合志公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和60年3月1日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和60年熊本県告示第132号、昭和63年熊本県告示第304号、平成2年熊本県告示第866号、平成6年熊本県告示第736号、平成12年熊本県告示第646号、平成15年熊本県告示第1141号、平成21年熊本県告示第232号、平成23年熊本県告示第337号の事業地に、合志市大字須屋字川添、字船入、字橋の本、字西谷、字前田、字枉松、字迫田、字畠田、字群窪、字佐土原、字八反坪及び字下出口を加える。

(2) 使用の部分

昭和60年熊本県告示第132号、昭和63年熊本県告示第304号、平成2年熊本県告示第866号、平成6年熊本県告示第736号、平成12年熊本県告示第646号、平成15年熊本県告示第1141号、平成21年熊本県告示第232号、平成23年熊本県告示第337号の事業地に、合志市大字須屋字川添、字船入、字橋の本、字西谷、字宿ノ山、字西屋敷、字中園屋敷、字迫田、字高後山、字梨ノ木、字山ノ上、字上ノ原、字松ノ本、字塔ノ本、字枉松、字迫屋敷、字樽山、字荒仕子道、字出口、字山伏塚、字峠、字三ツ石、字宮ノ前、字向島、字下屋敷、字拾八町、字前田、字花立浦、字陣の平、字櫛山、字橋口、字小迫、字中の平、字霜深、字東原、字狐平、字新開、字三町野、字上出口、字二本松、字西浦、字石の本、字栗山、字群窪、字池ノ前、字東畑、字梶尾原、字下出口、字七ツ石、字八反坪、字畠田、字池ノ本、字佐土原、字榎ノ本、字窪、字西大窪、字東大窪、字木実坂、字皮籠山、字過怠松、字宗玄野及び字木原野、大字御代志字東海道、字大窪、字赤松、字沖野、字蛙石、字黒木、字輪渕、字中明午、字松の本、字西海道及び字三ノ角並びに大字野々島字南原、字笹原、字木原野、字合志塚、字弁天前、字前原、字丸山及び字駄飼場を加える。

熊本県告示第319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社大成舎 菊鹿ケアセンタースマイル	菊鹿リハセンタースマイル	山鹿市菊鹿町下内田1665番地1	平成27年3月20日	通所介護

熊本県告示第320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社大成舎 菊鹿ケアセンタースマイル	菊鹿リハセンタースマイル	山鹿市菊鹿町下内田1665番地1	平成27年3月20日	介護予防通所介護

熊本県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	堂園小森線	上益城郡益城町大字小谷字中尾葉根 1604番2地先から 上益城郡益城町大字杉堂字高遊原 938番36地先まで	前	8.9 ～ 23.8	1485.0  1485.0	広域連携交付金（改築）
			後	19.9 ～ 41.8		

2 区域を変更する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	212号	阿蘇市南宮原字村上 336番333地先から 同所 336番333地先まで	前	21.4 ～ 24.6	30.5  30.5	災害復旧
			後	21.4 ～ 39.5		

2 区域を変更する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市大字椿井字尾崎 437番1地先から 山鹿市大字椿井字枳形 290番地先まで	前	20.3 ～ 67.4	208.0  208.0	防交安（改築）
			後	14.1 ～ 41.3		

2 区域を変更する期日 平成27年3月27日

熊本県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
-------	-----	-----------	---	----	----	----

一般県道	竈門菰田 山鹿線	山鹿市大字椿井字柵形 241番1地先から 山鹿市大字西牧字桜町 360番4地先まで	後	(メートル)	(メートル)	単道改
			前	5.0 ～ 33.6	893.0	
			後	6.3 ～ 38.3	893.0	

2 区域を変更する期日 平成27年3月27日

**熊本県告示第325号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木 線	玉名郡玉東町原倉字畑 1646番1地先から 玉名郡玉東町原倉字七ツ松 219番6地先まで	前	4.5 ～ 13.8	243.0	単道改
			後	10.4 ～ 18.6	243.0	

2 区域を変更する期日 平成27年3月27日

**熊本県告示第326号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木 線	球磨郡五木村乙字中村 1593番地先から 同所 1594番地先まで	30.0	単道改
		球磨郡五木村乙字中村 1605番地先から 同所 1607番地先まで	32.8	

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日

**熊本県告示第327号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字赤松 232番18地先から 同所 232番18地先まで	71.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日

**熊本県告示第328号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字横居木出口 1738番2地先から 同所 1738番2地先まで	31.5	単道改 (舗装)
		八代市二見赤松町字村上 1701番1地先から 同所 1701番1地先まで	38.7	

2 供用を開始する期日 平成27年3月31日

**熊本県告示第329号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	西の園中里線	球磨郡水上村大字岩野字西ノ園 3484番3地先から 同所 3510番地先まで	200.0	元気道改
		球磨郡湯前町下鶴 3001番地先から 同所 2919番1地先まで	168.6	

2 供用を開始する期日 平成27年3月27日